

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について（依頼）

県民及び事業者の皆様には、従前より県から不急不要の外出の自粛や福岡市、久留米市の飲食店等においては営業時間の短縮等のお願いをしているところです。

新規陽性者の状況（変異株が約8割を占める等）を踏まえ、5月1日、国にまん延防止等重点措置の本県への適用を申し入れましたが、適用には一定期間を要することから、同等の措置を先んじて実施することとしました。

県民の皆様に対しては、引き続き、①日中も含めた不急不要の外出の自粛（生活や健康の維持に必要な場合を除く）、②感染が拡大している地域との不急不要の往来の自粛に加え、③営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと、④路上・公園等における集団での飲食など感染リスクが高い行動を控えること、⑤普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えることなどを要請します。

各校におかれましては、下記及び別添資料についてご理解いただき、授業・学校行事・部活動等における感染防止対策を徹底するとともに、学生等への注意喚起を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 今回追加・変更となった主な内容

① 飲食店等への要請

【福岡市と久留米市】

- ・ 飲食店等の営業時間を現在要請中の21時までから20時までに繰り上げる。
(酒類提供は20時までから19時までに繰上げ)

【他の市町村】

- ・ 飲食店等の営業時間を5時から21時（酒類提供は20時）までに短縮する。

② 集客施設への働きかけ

【福岡市と久留米市】

・集客施設（劇場、映画館、運動施設等）の営業時間を20時までに短縮する。

【他の市町村】

・集客施設（劇場、映画館、運動施設等）の営業時間を21時までに短縮する。

③ 催物の取扱い

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合（次のどちらか小さい方）

収容率の上限100%以内、人数上限5,000人

大声での歓声、声援等が想定される場合等（次のどちらか小さい方）

収容率の上限 50%以内、人数上限5,000人

2 期間

令和3年5月6日（木曜日）0時から 5月19日（水曜日）24時まで

※別添資料 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

担 当：福岡県人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課 副課長 津田 TEL：092-643-3127 メール：shisei@pref.fukuoka.lg.jp
--